

天

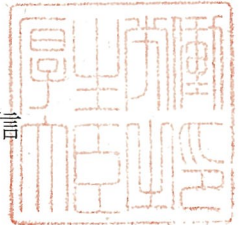
厚生労働省発雇均 0413 第 1 号

令和 2 年 4 月 13 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 両立支援等助成金制度の改正

一 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金について、対象となる有給休暇の期限を令和二年三月三十一日から同年六月三十日に改めることとする。

二 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給要件のうち、その雇用する被保険者が、新型コロナウイルス感染症の病原体に感染し、又は感染したおそれのある子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合にこれを取得させた事業主という要件を、その雇用する被保険者が、次のいずれかに該当することにより、校長が当該小学校等の出席を停止させ、若しくはこれに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しないことが適当である子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合にこれを取得させた事業主という要件に改めることとする。

1 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと

2 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること

3 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること

## 第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行し、第一については、令和二年四月一日以降に取得した新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の対象となる有給休暇について適用するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。